

平成21年12月17日

川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画に係る法対象条例方法審査書の公告について（お知らせ）

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第53条の規定に基づき法対象条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 法対象事業者

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
取締役社長 清水正孝

2 法対象事業の名称及び所在地

川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画
川崎市川崎区千鳥町5番1号

3 法対象条例方法審査書公告年月日

平成21年12月17日（木）

4 問い合わせ先

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社 環境部 環境調査グループ
電話 03-6373-4518

（環境局環境評価室 担当）

電話044-200-2156

川崎火力発電所 2 号系列 2 軸， 3 軸設備増設計画に係る法対象条例方法 審査書

平成 2 1 年 1 2 月

川 崎 市

はじめに

川崎火力発電所 2 号系列 2 軸， 3 軸設備増設計画（以下「法対象事業」という。）は、東京電力株式会社（以下「法対象事業者」という。）が川崎区千鳥町 5 番 1 号の東京電力株式会社川崎火力発電所構内、約 28ha の区域において、化石燃料の使用削減による低炭素社会の実現並びに低廉な電力の供給を目的に、液化天然ガスを燃料とした新たな 1,600℃級コンバインドサイクル発電方式を採用した出力 71 万 kW の発電設備 2 軸及び 3 軸を増設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 21 年 8 月 21 日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。

市は、これを受けて法対象条例方法書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

この法対象条例方法書について、平成 21 年 10 月 27 日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 21 年 12 月 9 日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例 52 条に基づき、法対象条例方法審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称：東京電力株式会社

代表者：取締役社長 清水 正孝

主たる事務所の所在地：東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画

種 類：発電所（火力発電所）の新設

(3) 法対象事業を実施する区域

所 在 地：川崎市川崎区千鳥町5番1号

実施区域：約28万㎡（工業専用地域）

(4) 計画の概要

ア 目的

液化天然ガスを燃料とした1,600℃級コンバインドサイクル発電方式を採用した発電設備2号系列2軸及び3軸（出力：各軸71万kW、計142万kW）の設置

イ 新設する施設の概要

項 目		2号系列	
		2軸	3軸
原動機の種類		ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）	
発電機の出力		71万kW	71万kW
燃 料	種類	液化天然ガス	液化天然ガス
	年間使用量	約130万t	
煙突高さ		85m	85m
取水方式		深層取水方式	

注：燃料の年間使用量は、設備利用率80%の場合を想定。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本計画では、環境影響評価法対象の評価項目以外の川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価項目として、テレビ受信障害、地域交通及び安全について予測及び評価を行うとしており、その選定は概ね妥当である。

法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）の作成に際しては、法対象条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア テレビ受信障害

本計画では、2号系列2軸、3軸の完成により発生するテレビ受信障害の範囲及び程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

イ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行及び供用時の定期点検時における施設関連車両による交通量及び交通流への影響並びに交通安全への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

ウ 安全

本計画では、供用時の発電所における高圧ガス、危険物等による火災、爆発及び有害な化学物質の漏洩等の防止等における安全性確保の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組みが望まれることから、法対象条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年 8月21日	法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
9月 4日	法対象条例方法書の公告、縦覧開始
10月19日	法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 なし
10月27日	市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
12月 9日	審議会から市長に法対象条例方法書について答申
12月17日	法対象条例方法審査書公告 法対象事業者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成21年10月27日	審議会（現地視察）
11月 9日	審議会（事業者説明及び審議）
12月 8日	審議会（答申案審議）